⑵　ただし，本件選挙については，前記のとおり，平成18年改正時において，平成19年選挙と本件選挙とが「当面の措置」との位置付けがなされ，本件選挙でそれが「完了」することと観念されていたということが看取されることから，その事情を斟酌し，いわゆる事情判決の法理を適用して違法宣言にとどめることが相当である。

⑶　しかしながら，平成25年選挙に至ってもなお現状のままで選挙制度の枠組みの改変について見るべき取組も見いだされない状態であるならば，同選挙における選挙無効訴訟の提起された選挙区の選出議員の選挙に限っては無効とせざるを得ないというべきである。この場合，参議院は，同選挙におけるその余の選挙区選出議員，非改選の選挙区選出議員及び比例区選出議員のみによって審議がなされるということが避けられないことになる。

⑷　付言するに，参議院選挙制度については，参議院の独自性が国民の前に明らかにされ，それにふさわしい制度が構築されることが望まれるが，その場合においても，選挙権が主権者たる国民の参政権であり，民主主義の根幹に関わることよりすれば，投票価値の平等を確保することをまず基本として選挙制度の仕組みが定められるべきである。国会がそのための立法的措置を講じるについては，幾多の困難があることは想像に難くないが，衆議院とともに唯一の立法機関として憲法上最も枢要な任務を担う参議院が，一日も早くその構成員の選出の在り方において曇りなき国権の最高機関となることを強く期待するものである。

裁判官大橋正春の反対意見は，次のとおりである。

私は，多数意見と異なり，本件定数配分規定は本件選挙当時憲法に違反するに至っていたものと考える。その理由は，次のとおりである。

１　多数意見３項が述べる判断枠組みは，いわゆる参議院議員選挙の定数訴訟において，昭和58年大法廷判決以降，当裁判所が採用してきたものであり，私も，判例の継続性の観点に鑑み，本件選挙当時の本件定数配分規定の憲法適合性の判断に当たって，この判断枠組みを維持することが適当であると考える。また，本件選挙当時，本件定数配分規定が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとする多数意見の見解にも賛成するものである。

しかし，本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず，本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできないとする多数意見の結論には賛成することはできない。

２　当裁判所は，昭和58年大法廷判決以降，参議院議員通常選挙の都度，上記の判断枠組みに従い参議院議員定数配分規定の憲法適合性について判断してきたが，平成４年７月26日施行の参議院議員通常選挙当時の最大較差１対6.59について平成８年大法廷判決が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていた旨判示したものの，いずれの場合についても，結論において，各選挙当時，参議院議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできないと判示してきたところである。

しかし，平成16年大法廷判決，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決では，当該選挙を違法とする反対意見が付されただけでなく，当該定数配分規定は憲法に違反しないとする多数意見に賛成する裁判官の中からも，立法府の改正作業について厳しい批判が述べられている。その詳細は，多数意見２項⑷の記載のとおりである。

３　上記の各大法廷判決を受けて立法府が行った較差是正のための活動は，多数意見２項⑷から⑹までの記載のとおりである。

４　現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは，最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり，これを行おうとすれば，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できず，また，このような見直しを行うについては，参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり，事柄の性質上課題も多く，その検討に相応の時間を要することを認めざるを得ないことは多数意見が指摘するとおりである。

しかし，いうまでもなく，それは，そのことを口実に，立法府が改革のための作業を怠ることを是認するものではない。仮に，早期の結論を得ることが困難であるというならば，その具体的な理由と作業の現状とを絶えず国民に対して明確に説明することが不可欠なのであり，この点に関し，私は，藤田宙靖裁判官の平成16年大法廷判決補足意見２，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決各補足意見に賛同するものである。

このような見地に立って，本件で問題とされる議員定数配分規定の合憲性についてみるならば，問われるべきは，平成16年大法廷判決以後本件選挙までの間に，立法府が，定数配分をめぐる立法裁量に際し，諸々の考慮要素の中でも重きを与えられるべき投票価値の平等を十分に尊重した上で，それが損なわれる程度を，二院制の制度的枠内にあっても可能な限り小さくするよう，問題の根本的解決を目指した作業の中でのぎりぎりの判断をすべく真摯な努力をしたものと認められるか否かであるといわなければならないことも，藤田裁判官が，平成21年大法廷判決補足意見で平成19年選挙について述べられたとおりである。

平成16年大法廷判決後の最初の定数是正のための公職選挙法改正は平成18年６月に行われたが，その内容は，較差５倍を超えている選挙区及び近い将来５倍を超えるおそれのある選挙区について較差の是正を図るいわゆる４増４減案に基づくものであった。同改正と立法府の真摯な努力については，飽くまでもそれが「当面の」是正策として成立させられたものである限りにおいては（つまり，今後の更なる改善の余地が意識的に留保されており，また改善への意欲が充分に認められる限りにおいては），その段階において許される一つの立法的選択であると評価することもできないではなく，問題の根本的解決に向けて，立法府が真摯な努力を続けつつあることの一つの証であると見ることも，不可能ではなかった（平成21年大法廷判決藤田裁判官補足意見参照）。

しかし，その後の立法府の動向を見ると，平成18年改正の４増４減措置は，表向きは暫定的なものとされていたものの，その真意は，それを実質的に改革作業の終着駅とし，しかも，最大較差５倍を超えないための最小限の改革に止めるという意図によるものであったと評価せざるを得ない。すなわち，平成18年改正以降現在まで較差是正のための公職選挙法改正は行われていないだけでなく，さきに述べた立法府による改正作業を見ると，立法府は，平成18年改正による４増４減措置の導入後現在に至るまで，およそ６年間に，更なる定数是正につき本格的な検討を行っているようには見受けられない。平成24年８月に国会に提出された改正法案も再び４増４減措置を定めるにすぎず，附則において抜本的な見直しについて引き続き検討を行う旨の規定が置かれているものの，実際には抜本的改正を先送りし最大較差５倍を超えないための最小限の改革に止めるという意図によるものと評価せざるを得ない。そして，抜本的改革が何故なされないのか，更なる定数是正にはどのような理論的・実際的な問題が存在し，どのような困難があるために改革の前進が妨げられているのか等について，立法府は，国民の前に一向にこれを明らかにしていない。

よって，本件選挙については，憲法の違反があったと判断せざるを得ない。なお，上記に述べたところを前提にすれば，平成19年選挙についても，憲法の違反があったと評価することが相当であったと考える。

５　立法府が較差是正のための公職選挙法改正に当たって考慮すべき基準については，次のように考える。

憲法は，両議院の議員の任期と参議院議員の半数改選制を自ら定めるほかは，議員の定数，選挙人及び被選挙人の資格，選挙区，投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項について，挙げて国会の立法に委ねているから（43条ないし47条），これらの事項をいかに定め，どのような形態の選挙制度を採用するかに関し，立法府が広範な裁量権を有していることは明らかであり，選挙制度を決定するに当たって，投票価値の平等が唯一，絶対の基準となるものではないことも当然である。

しかし，投票価値の平等は，全ての有権者が国政選挙に対して平等な権利を持ち，その意味において国民の意見が国政に公正に反映されることを保障する憲法上の要請であるから，立法府が選挙制度を決定するに際して考慮すべき単なる一要素にすぎないものではなく，衆議院のみならず参議院においても，選挙制度に対する最も基本的な要求として位置付けられるべきものである。

一般に，憲法の平等原則に違反するかどうかは，その不平等が合理的根拠，理由を有するものかどうかによって判定すべきであると考えられているが，投票価値の平等についても，基本的には同様の考え方が妥当すると考える。投票価値の較差については，その限度を２倍とする見解が有力であるが，２倍に達しない較差であっても，これを合理化できる理由が存在しないならば違憲となり得る反面，これを合理化できる十分な理由があれば，２倍を超える較差が合理的裁量の範囲内とされることもあり得ると考えられる（昭和22年２月公布の参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）による定数配分の最大較差は１対2.62であったが，憲法が昭和21年11月３日公布された直後の状況において，選挙権の意義及び投票価値の平等の重要性に対する認識がいまだ十分に浸透していなかった